

福島第1原発における処理水放出中止を求める意見書

政府決定により、8月24日 ALPS 処理水の海洋放出が漁業者その他の合意が得られぬ内に開始された。「関係者の理解が得られる前いかなる処分を行わない」との政府見解とが違う決定である。モニタリングその他で安全性を確認するとなっているが、安全基準の根拠も海洋という生態系の中で実証された基準ではない。また処理水の中の放射性物質の残留量や総量も明らかにされていない。かつ現在 ALPS 処理に残ったトリチウムを除去する技術は日本でも開発されているのに、トリチウム完全除去する努力もされていない。地球温暖化が現在問題になっているが、凡そ300年前、産業革命により爆発的に増えた二酸化炭素がこのような世界中で起こっている異常気象の原因になるとはだれが予測し得たであろうか。また環境先進国を目指す日本としては、この行為は世界に与える影響も看過できず、処理水の放出の事実は海外の放出を誘発する可能性もある。さらに、この処理水の放出は国際的には「日本が放射能の入った水を放出した」と報道されており、唯一の核被爆国として核のゴミを世界に拡散する行為である。

よって、処理水の放出を即刻中止し、保管するタンクの敷地の確保と現在の科学技術を駆使し、水を再利用するなど代替案を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日 所沢市議会

提出先
衆議院議員議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
復興大臣
環境大臣